

総務環境常任委員会会議記録

日 時 令和5年3月16日（木曜日）

午前10時 0分 開議

場 所 水戸市議会 第1・第2委員会室

午前11時36分 散会

付託事件

議案第1号，議案第2号，議案第5号，議案第6号，議案第7号，議案第15号，議案第19号（ただし，第1表中歳出中第3款，第4款中文教福祉委員会所管分及び建設企業委員会所管分，第5款，第6款，第7款，第8款，第9款，第10款中文教福祉委員会所管分及び第11款並びに第2表継続費並びに第3表債務負担行為中文教福祉委員会所管分及び産業消防委員会所管分を除く），議案第24号，議案第31号，議案第32号，議案第33号（ただし，第1表中歳出中第3款，第4款中文教福祉委員会所管分，第6款及び第10款中文教福祉委員会所管分並びに第2表継続費補正中第3款，第8款及び第10款並びに第3表債務負担行為補正中文教福祉委員会所管分及び産業消防委員会所管分を除く），議案第39号，報告第1号（ただし，別表中歳出を除く），令和5年陳情第1号，令和5年陳情第2号，令和5年陳情第3号，令和5年陳情第5号

1 本日の会議に付した事件

(1) 議案審査

- ① 議案第 1号 町及び字の区域の変更について
- ② 議案第 2号 水戸市個人情報保護法施行条例
- ③ 議案第 5号 水戸市職員定数条例の一部を改正する条例
- ④ 議案第 6号 水戸市市税条例及び水戸市税外収入延滞金及び督促手数料徴収条例の一部を改正する条例
- ⑤ 議案第 7号 水戸市手数料条例の一部を改正する条例
- ⑥ 議案第15号 水戸市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例
- ⑦ 議案第19号 令和5年度水戸市一般会計予算（ただし，第1表中歳出中第3款，第4款中文教福祉委員会所管分及び建設企業委員会所管分，第5款，第6款，第7款，第8款，第9款，第10款中文教福祉委員会所管分及び第11款並びに第2表継続費並びに第3表債務負担行為中文教福祉委員会所管分及び産業消防委員会所管分を除く）
- ⑧ 議案第24号 令和5年度水戸市公共用地先行取得事業会計予算
- ⑨ 議案第31号 財産の取得の変更について（水戸市民会館ピアノ）
- ⑩ 議案第32号 包括外部監査契約の締結について
- ⑪ 議案第33号 令和4年度水戸市一般会計補正予算（第11号）（ただし，第1表中歳出中第3款，第4款中文教福祉委員会所管分，第6款及び第10款中文教福祉委員会所管分並びに第2表継続費補正中第3款，第8款及び第10款並びに第3表債務負担行為補正

中文教福祉委員会所管分及び産業消防委員会所管分を除く)

⑫ 議案第39号 令和4年度水戸市公共用地先行取得事業会計補正予算(第1号)

⑬ 報告第1号 専決処分について(令和4年度水戸市一般会計補正予算(第10号)) (ただし、別表中歳出を除く)

(2) 陳情審査

① 令和5年陳情第1号 水戸市区長・町内会長等に対する広報紙委託に伴う報償費支給制度設立の陳情について

② 令和5年陳情第2号 庁舎内における職員への政党機関紙の勧誘・配達・集金を自粛するよう求める陳情

③ 令和5年陳情第3号 市役所駐車場内の車道横断時に於ける市民の安全確保に関する陳情

④ 令和5年陳情第5号 「広報等配布事務委託契約」に基づく「委託料」の不適切な取扱いに関する陳情

2 出席委員(6名)

委員長	高倉富士男君	副委員長	佐藤昭雄君
委員	田中真己君	委員	大津亮一君
委員	栗原文隆君	委員	福島辰三君

3 欠席委員(なし)

4 委員外議員出席者(なし)

5 説明のため出席した者の職、氏名

副市長	田尻充君		
市長公室長	小田木健治君	秘書課長	篠原芳之君
政策企画課長	宮川孝光君	交通政策課長	川上悟君
デジタル イノベーション 課長	北條佳孝君	みとの魅力 発信課長	出沼大君
総務部長	園部孝雄君	総務部参事兼 行政経営課長	熊田泰瑞君
総務法制課長	上垣外泰之君	人事課長	安里裕行君
財産活用課長	加藤富寛君	市民課長	渡邊徳子君
財務部長	白田敏範君	税務事務所長	川津英臣君
税務事務所 参事兼 市民税課長	佐々木信也君	財政課長	佐藤直明君
契約検査課長	鈴木和男君	資産税課長	浅野一志君
収税課長	高安正紀君		

市民協働部長	川	上	幸	一	君	市民協働部 副部長 (文化交流課長 事務取扱)	小	嶋	い	つ	み	君
市民協働部 技監	太	田	達	彦	君	市民協働部 参事兼 市民生活課長	白	石	嘉	亮	君	君
市民協働部 参事兼 新市民会館 整備課長	須	藤	文	彦	君	市民協働部 参事兼 スポーツ課長	柏		直	樹	君	君
市民協働部 技監兼 体育施設整備 課長	青	山	和	夫	君	市民協働部 参事兼 男女平等参画 課長	石	塚	美	也	君	君
防災・危機 管理課長	小	林	良	導	君	生活安全課長	村	沢	晶	弘	君	君
生活環境部長	佐	藤	則	行	君	生活環境部 参事兼 衛生事業課長	黒	澤	純	一	郎	君
環境保全課長	坪	井	正	幸	君	ごみ減量課長	栗	原	千	尋	君	君
廃棄物対策 課長	荻	沼		学	君	清掃事務所長	武	田	和	馬	君	君
会計管理者兼 会計課長	小	田	木	義	弘	君						
選挙管理委員会 事務局長	外	岡	淳	一	君							
監査委員 事務局次長	永	井	誠	一	君							
議会事務局長	天	野	純	一	君	総務課長	加	藤	清	文	君	君

6 事務局職員出席者

議事係長	武	井	俊	夫	君	書記	島	田	祐	輔	君	君
------	---	---	---	---	---	----	---	---	---	---	---	---

午前10時 0分 開議

○高倉委員長 おはようございます。

定足数に達しておりますので、ただいまから総務環境委員会を開会いたします。

議事に先立ちまして、和田監査委員事務局長が体調不良のため欠席との連絡がありましたので、御報告いたします。

これより議事に入ります。

さきの本会議において当委員会に付託されました案件は、議場で配付されました議案審査分担表のとおり、議案第1号ほか12件、それに陳情4件であります。

それでは、審査の進め方について、お諮りいたします。委員会の審査日程が3日間となっておりますので、本日は、まず執行部に提出議案等の説明を求め、明日質疑を行いまして、20日月曜日に御意見等を伺った後、採決を行い、しかる後に陳情の審査を行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 御異議なしと認め、そのように進めさせていただきます。

次に、お諮りいたします。この際、当委員会に付託となっております、議案第1号ほか12件を一括議題としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 御異議なしと認め、一括議題といたします。

それでは、これより執行部から順次、提出議案の説明を願います。

なお、提出議案の説明につきましては、演台を使用していきたいと思っておりますので、御了承願います。

初めに、議案第1号 町及び字の区域の変更について、執行部から説明を願います。

上垣外総務法制課長。

○上垣外総務法制課長 議案書①の1ページをお開き願います。

市議会議案第1号 町及び字の区域の変更について、提出しました参考資料により御説明いたします。

1の提案理由は、国営緊急農地再編整備事業茨城中部地区の塩崎換地区における土地改良事業の施行に伴い、町及び字の区域の一部を変更するものでございます。

2の変更の概要でございます。

恐れ入りますが、資料の2ページをお開きください。

事業の実施区域は地図に着色した国道51号塩崎交差点付近の区域でございます。

変更内容は、最終5ページのA3判をお開きください。

実施区域内の土地改良事業完了後に予定している地形を背景として表示しております。

図面の左側部分に上から下に太線で表示しているのが大串町と塩崎町の境界でございます。両町の境界となっていた道路、水路の形状が変更されることから、青の太い点線で表示した部分を変更し、黒の太い実線で表示した線を変更後の境界線とするもので、最大で5メートル程度移動するものでございます。

また、図面に細い線で表示しているのが字界でございます。同様に農地、道路、水路の形状の変更に伴い、青の点線で表示した部分を黒の実線に変更するものでございます。

資料1ページにお戻りいただきまして、3の効力が発生する日でございます。

地方自治法施行令第179条の規定により換地処分^①の報告があった日の翌日に変更効力が発生することとされておりまして、令和6年3月を予定しております。

3ページには土地改良事業の概要を、4ページには参照条文を記載しておりますので、御参照願います。説明は以上でございます。

○高倉委員長 次に、議案第2号 水戸市個人情報保護法施行条例について、執行部から説明を願います。
上垣外総務法制課長。

○上垣外総務法制課長 議案書①、57ページをお開きください。

市議会議案第2号 水戸市個人情報保護法施行条例について、提出した参考資料により御説明いたします。

1の制定理由は、個人情報の保護に関する法律が改正され、個人情報の取扱いについて自治体に適用されることに伴い、同法の施行について必要な事項を定めるものでございます。

2の主な制定内容でございます。

1つ目として、個人情報保護法に基づく開示請求をする際の開示請求書に、法に定める事項に加え、実施機関が定める事項の記載を求めることを可能とします。

2つ目として、開示請求の際の手数料を今までどおり無料とし、開示に係る費用として、実費の範囲内において実施機関が定める額の負担を求めることとします。

3つ目として、現行の水戸市個人情報保護運営審議会、これは制度の変更など個人情報保護制度の運営に関する事項を審議するために設置されていたものでございますが、今後は、個人情報保護法に定められたルールに基づく施策を講じるために、特に必要が生じた場合に審議をお願いする水戸市個人情報保護審議会に移行します。

(4)でございますが、付則において、アにありますように水戸市個人情報保護条例を廃止し、廃止に伴う経過措置を定めるほか、イとウにありますように関係条例の改正を行います。

3の施行期日は、法の施行期日である令和5年4月1日でございます。

3ページ、4ページに關係条例の新旧対照表を、5ページ以降に個人情報保護制度の見直しに関する資料及び参照条文を添付しておりますので、御参照願います。

説明は以上でございます。

○高倉委員長 次に、議案第5号 水戸市職員定数条例の一部を改正する条例について、執行部から説明を願います。

熊田参事兼行政経営課長。

○熊田総務部参事兼行政経営課長 それでは、議案書①の67ページをお願いいたします。

市議会議案第5号 水戸市職員定数条例の一部を改正する条例につきまして、提出しました参考資料により説明をさせていただきます。

1の改正理由でございますが、職員定数につきましては、行政需要の動向等を勘案し、その適正な管理に努めることとして見直しを行っております。令和5年度におきましては、3事務局における定数の変更を行うため、関係規定の整備を行うものでございます。

2の改正内容でございますが、まず表の見方でございますが、左端の列の区分として、条例で規定されたそれぞれの区分を記載してございます。その右の列は、職員定数として現行と改正後の数字を並べて記載してございます。右端の列は、増減の人数を記載してございます。

今回、改正となる箇所でございますが、区分2行目の市長の事務部局の職員におきまして1,325人から1,338人となり13人の増、区分5行目の教育委員会の事務局及び教育委員会の所管に属する教育機関の職員におきまして185人から178人となり7人の減、区分8行目の上下水道局の職員におきまして180人から178人となり2人の減となっております。

3の施行期日でございますが、令和5年4月1日でございます。

ページを返していただきまして、2ページに新旧対照表を添付してございます。

また、3ページから6ページまでの職員定数増減一覧につきましては、定数の変更がありました部署について増減理由とともにまとめており、7ページには令和元年度から令和5年度までの定数増減の推移をまとめてございますので、後ほど御参照願います。

説明は以上でございます。

○高倉委員長 次に、議案第6号 水戸市市税条例及び水戸市税外収入延滞金及び督促手数料徴収条例の一部を改正する条例について、執行部から説明を願います。

高安収税課長。

○高安収税課長 議案書①、69ページをお開き願います。

市議会議案第6号 水戸市市税条例及び水戸市税外収入延滞金及び督促手数料徴収条例の一部を改正する条例につきまして、財務部収税課提出の資料により御説明いたします。

1の改正理由につきましては、令和3年度税制改正の大綱等に基づき、令和5年4月から市税の納付書へ地方税統一QRコードを導入することに伴い、督促手数料の徴収事務において新たに発生する事務等を勘案し、督促手数料を廃止するため、関係規定の整備を行うものです。

督促手数料の徴収事務において新たに発生する事務でございますが、下段の参考を御覧願います。

現在、市税及び税外収入の督促手数料については、督促状を金融機関に持参し、本税等とあわせて納めることとなっておりますが、督促手数料が記載されていない納付書を持参した場合、金融機関では市へ督促手数料の徴収の有無について確認をした上で、本税等とあわせて督促手数料を収納しているものです。

しかしながら、地方税統一QRコードの導入に伴い、金融機関における納付書の取扱いが変更となり、令和5年度からは市税及び税外収入などの公金について、QRコードの有無に関わらず納付書に記載されている金額のみを収納されることとなったものです。

このため、督促状送達後に納付書で本税等のみを納付した方から督促手数料を徴収するためには、別途督促手数料のみの納付書を作成、送付する必要が生じ、さらに、これら督促手数料に係る問合せや相談、催告などの事務の増加が見込まれるものです。

2にお戻りいただきまして、主な改正内容でございますが、督促状1通につき100円を徴収している市税及び税外収入に係る督促手数料を廃止するものです。

3の施行期日は、令和5年4月1日とするものです。

ページを返していただきまして、3、4ページに新旧対照表を、5ページ以降に参照条文を記載しておりますので、御参照願います。

説明は以上でございます。

○高倉委員長 次に、議案第7号 水戸市手数料条例の一部を改正する条例について、執行部から説明願います。

佐藤財政課長。

○佐藤財政課長 続きまして、議案書①の71ページをお開き願います。

市議会議案第7号 水戸市手数料条例の一部を改正する条例につきまして、財務部財政課提出の資料により御説明をいたします。

まず、1の主な改正理由につきましては、全部で3点ございます。

最初に、(1)ではありますが、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律に基づき、保健所が行う食肉等に係る輸出証明書の交付及び輸出適合施設の認定に係る事務について、事務負担を考慮するとともに、他の中核市等の状況を踏まえ、新たに手数料を徴収するため、関係規定の整備を行うものでございます。

次に、(2)につきましては、長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則等の改正に伴い、長期優良住宅建築等計画等認定申請手数料に係る規定の整備を行うものであります。

次に、(3)につきましては、都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則の改正により、低炭素建築物の認定基準が見直されたことに伴い、低炭素建築物新築等計画認定申請手数料等に係る規定の整備を行うものであります。

次に、2の主な改正内容ではありますが、全部で3点ございまして、それぞれただいま御説明いたしました1の改正理由の(1)から(3)に対応する内容でございます。

まず、(1)につきましては、輸出証明書交付手数料及び施設認定農林水産物等適合施設認定申請手数料を新設するものであり、表を御覧いただきまして、輸出証明書交付手数料については、金額を1件につき870円と定めてまいります。

また、施設認定農林水産物等適合施設認定申請手数料の金額につきましては、現地調査を伴う場合、1件につき2万900円、現地調査を伴わない場合、1件につき1万400円とそれぞれ定めてまいります。

なお、これらの手数料の金額については、国と同一の料金を設定するものでございます。

次に、(2)は、長期優良住宅建築等計画等認定申請手数料に関し、長期優良住宅の認定申請時に提出する確認書または住宅性能評価書について、原本のほか写しを提出可能とするものでございます。

次に、(3)は、低炭素建築物新築等計画認定申請手数料等に関し、共同住宅に係る手数料の区分を住戸数及び共有部分の床面積から建築物全体の床面積別に変更するなどの見直しを行うとともに、手数料の区分・金額を県と統一するものであります。

3の施行期日は、令和5年4月1日でございます。

次ページ以降に条例の新旧対照表及び参照条文を添付しておりますので、御参照をお願いいたします。

説明は以上でございます。

○高倉委員長 次に、議案第15号 水戸市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正

する条例について、執行部から説明願います。

荻沼廃棄物対策課長。

○荻沼廃棄物対策課長 それでは、議案書①の93ページをお開きください。

市議会議案第15号 水戸市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例について、提出しました参考資料により御説明いたします。

初めに、1の改正理由でございます。

土砂等による土地の埋立て、盛土及び堆積、以下、土地の埋立て等とさせていただきますが、これらの適正な管理を図るため、条例の適用面積の下限値の撤廃、報告の徴収等の対象の拡大等の関係規定の整備を行うものでございます。

次に、2の主な改正内容でございます。

こちらの表は改正項目ごとに左の欄に項目を、中央の欄に現行の規定を、そして右の欄に改正案について説明するものでございます。

それでは、①から⑨まで順番に御説明いたします。

①条例の適用面積の範囲につきましては、現行では面積が500平方メートル以上5,000平方メートル未満の土地の埋立て等について、条例の対象としておりますが、改正案としましては、小規模な土地の埋立て等について条例の対象とするため、条例が適用される面積の下限値、500平方メートル以上の部分を撤廃するものでございます。

なお、この下の括弧書き、第3条第1項は、対応する改正条項を示しております。以下同じになります。

次に、②市の責務につきましては、現行には規定はございませんが、改正案としては、市の責務として、適正な土地の埋立て等のために必要な措置を講ずるよう努める規定を設けるものでございます。

次に、③土地の所有者等の責務につきましては、現行では土地の埋立て等について土地の所有者として必要な配慮をすべき責務を規定しておりますが、改正案としましては、土地の管理者及び占有者に対しまして土地の所有者と同様の責務を規定するものでございます。

次に、④許可の要件につきましては、土地の埋立て等をする場合の許可申請の要件をいいますが、その中でも県外発生土による土地の埋立て等に係る規定でございます。現行には規定はございませんが、改正案として、土地の埋立て等に用いる土砂等は茨城県内で発生し、その発生場所から直接搬入されるものに限定することといたします。ただし、規則で定める場合、具体的には学術研究の用に供するものを除くことを想定しております。

次に、⑤許可の要件のうち、成年被後見人等につきましては、現行では土地の埋立て等の許可申請の要件として、成年被後見人または被保佐人は申請できないこととしておりますが、改正案としましては、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されることのないよう、表現の見直しを図るものでございます。

次に、⑥措置命令等につきましては、条例の規定に違反して土地の埋立て等を行った者に対して行政が必要な措置を命じることでございますが、現行では措置命令の対象を本条例の規定に違反して無許可で土地の埋立て等を行った者としておりますが、改正案では、実効性の確保のため、措置命令の対象に違反行為を要求し、依頼し、もしくは唆し、または違反行為をすることを助けた者を加えることといたします。

次のページをお願いいたします。

⑦公表制度につきましては、現行には規定はございませんが、改正案として、命令違反や許可の取消しの事実について公表できる規定を設けることといたします。

次に、⑧報告の徴収につきましては、現行では報告の徴収の対象を土地の埋立て等を行う者としておりますが、改正案としては、的確な情報収集を行うため、報告の徴収の対象に土地所有者、その他土地の埋立て等の関係者を加えることで対象の拡大を図るものでございます。

次に、⑨立入検査につきましては、現行では立入検査の対象を土地の埋立て等区域または事業者、つまり条例の許可を受けた者になりますが、その事務所もしくは事業所としておりますが、改正案としましては、的確な情報収集を行うため、立入検査の対象は土地の埋立て等区域または土地の埋立て等関係者の事務所もしくは事業所とすることで、対象の拡大を図るものでございます。

次に、3、施行期日につきましては、令和5年7月1日でございますが、前述の市の責務、土地の所有者等の責務、成年被後見人等及び公表制度に係る部分につきましては、公布の日からといたします。

以下、3ページから7ページに新旧対照表を、8ページに参照条文を、9ページに参考資料といたしまして、条例の適用面積の下限値の撤廃に伴う市民対応等について記載してございますので、御参照願います。

説明は以上でございます。

○高倉委員長 次に、議案第19号 令和5年度水戸市一般会計予算（ただし、第1表中歳出中第3款、第4款中文教福祉委員会所管分及び建設企業委員会所管分、第5款、第6款、第7款、第8款、第9款、第10款中文教福祉委員会所管分及び第11款並びに第2表継続費並びに第3表債務負担行為中文教福祉委員会所管分及び産業消防委員会所管分を除く）について、順次、執行部から説明を願います。

○佐藤財政課長 それでは、議案書①の101ページをお開き願います。

市議会議案第19号 令和5年度水戸市一般会計予算につきまして御説明いたします。

第1条で歳入歳出予算の総額を前年度比5.6%減の1,174億7,000万円と定めるものであります。

また、第2条で継続費、第3条で債務負担行為、第4条で地方債についてそれぞれ定めるほか、第5条では一時借入金の借入れ最高額を100億円と定め、また、第6条では歳出予算における各項の流用が可能な場合として、記載のとおり給料や職員手当等について定めるものであります。

ページを返していただき、102ページをお開きください。

第1表歳入歳出予算につきましては、このページから106ページにかけて歳入歳出予算それぞれの款項ごとの金額をお示ししております。

これらの詳細な内容につきましては、議案書②令和5年度予算に関する説明書により、歳出から各担当課長が御説明申し上げます。

○加藤総務課長 恐れ入りますが、議案書②令和5年度予算に関する説明書の74ページ、75ページをお開き願います。

3の歳出でございます。1款1項1目議会費につきましては、前年度に比ばまして0.05%減となっております。主なものにつきましては、議員及び議会事務局職員の給与関係経費、タブレット端末導入に係る経費などを含む議会活動費、事務局経費でございます。

○上垣外総務法制課長 続きまして、同じページの下段から、2款総務費、1項総務管理費でございます。

1目一般管理費につきましては、前年度に比べ1.5%の増となっております。主な内容は、文書法制、人事管理、契約事務等に要する経費でございます。

○佐藤財政課長 続きまして、恐れ入りますが、78ページをお開き願います。

2目財政管理費につきましては、88.0%の減でございます。主な経費は、議案書や予算書の印刷費のほか、財政調整基金をはじめとする3つの基金の管理経費であり、減少の要因は、電源立地関係の補助金を新斎場整備事業の財源として直接充当することに伴いまして、電源立地振興基金の積立金が大幅に減少したことによるものであります。

○小田木会計管理者兼会計課長 続きまして、3目会計管理費につきましては、前年度比22.7%の減でございます。主なものにつきましては、公金収納情報データ化委託などの出納業務に係る経費、決算書の作成経費でございます。

○加藤財産活用課長 続きまして、ページを返していただきまして、80ページをお開き願います。

4目財産管理費でございますが、前年度に対しまして6.9%の増でございます。主な内容としましては、市役所本庁舎等の維持管理、普通財産である土地の管理、公用車の維持更新等に要する経費及び公共用地先行取得事業会計への繰出金でございます。

○宮川政策企画課長 続きまして、5目企画費につきましては、前年度と比較しますと20.1%の減となっております。主な内容といたしましては、新たな総合計画の策定や、まち・ひと・しごと創生総合戦略の進行管理に関する経費、県央地域連携中枢都市圏に係る取組などに要する経費でございます。

○川上交通政策課長 続きまして、82ページ及び83ページを御覧ください。

6目交通政策費の予算額は、前年度に対し21.6%の増でございます。主な内容といたしましては、自転車の通行空間の整備、タクシーを活用した公共交通空白地区等における移動手段の確保などに係る経費でございます。

○北條デジタルイノベーション課長 続きまして、7目デジタルイノベーション費につきましては、8.4%の増でございます。主な内容につきましては、各種システムの維持管理、情報セキュリティ対策、個人番号制度、行政手続のDXに要する経費でございます。

○出沼みとの魅力発信課長 続きまして、84ページ、85ページを御覧ください。

8目みとの魅力発信経費でございます。前年度と比べまして、約2.2%の増となっております。主な内容といたしましては、広報紙の発行、AIを活用したイベント情報発信のほか、市民懇談会、法律相談等に係る経費でございます。

○渡邊市民課長 続きまして、下段、9目出張所費につきましては、前年度と比べ7.3%の増となっております。主な内容といたしましては、赤塚・常澄・内原出張所の運営経費でございます。

○白石市民協働部参事兼市民生活課長 続きまして、86、87ページをお開き願います。

10目市民活動費につきましては、前年度比7.5%の増となっております。主な内容といたしましては、町内会、自治会などの地域コミュニティ活動の支援に要する経費や住みよいまちづくり推進協議会への補助に要する経費、NPOやボランティア団体等との連携、協働の推進に要する経費でございます。

続きまして、11目市民センター費につきましては、前年度比13.8%の減となっております。主な内容として、市民センターの職員及び会計年度任用職員の給与等に関する経費、市民センターの運営に要する経費、ページを返していただきまして、88、89ページになりますが、市民センターの整備や長寿命化改修などに要する経費でございます。そのうち、市民センター整備につきましては、吉田市民センター駐車場整備の用地測量等に要する経費、市民センター長寿命化改修につきましては、渡里市民センターの工事や吉田市民センター、石川市民センターの一斉清掃に要する経費でございます。

続きまして、88ページ、89ページの中段になりますが、12目消費生活対策費につきましては、前年度比3.0%の増となっております。主な内容として、水戸市消費生活センター業務の委託に要する経費や消費教育の推進に係る経費でございます。

○小林防災・危機管理課長 同じページの下段から次ページをお願いいたします。

13目防災対策費につきましては、前年度比8.6%の減となっております。主な内容として、避難所への備蓄物資、資器材の配備や各地区防災組織への支援に係る経費、さらには防災訓練や災害時の活動に要する経費でございます。

○村沢生活安全課長 続きまして、90、91ページを御覧願います。

14目交通安全対策費につきましては、前年度比0.8%の減となっております。主な内容として、交通安全対策に要する経費、市内6か所の自転車駐車場の指定管理に要する経費などでございます。

続きまして、92、93ページを御覧願います。

15目生活安全費につきましては、前年度比74.6%の増となっております。増額の主な理由として、元吉田町事務所解体撤去工事費、防犯灯管理補助金の拡充、市で管理する防犯灯のLED化事業でございます。

○小嶋市民協働部副部長 続きまして、16目平和文化費でございますが、前年度比65.9%の増となっております。主な内容として、平和都市経費につきましては、平和大使の派遣、平和記念館の維持管理等に関する経費でございます。文化振興経費につきましては、水戸市芸術祭の開催、市民会館開館記念事業に要する経費でございます。

ページを返していただきまして、94ページ、17目芸術館費につきましては、前年度比4.0%の増となっております。主な内容として、財団の運営、施設の維持管理等に要する経費でございます。

続きまして、18目国際交流費につきましては、前年度比19.2%の増となっております。主な内容として、水戸市国際交流センターの維持管理、キッズスペース新設に伴う経費でございます。国際交流事業基金費につきましては、基金の利子を積み立てるものでございます。

○須藤市民協働部参事兼新市民会館整備課長 続きまして、19目市民会館費につきましては、前年度に比べて89.6%の減でございます。主な内容として、市民会館整備事業費として備品の購入に係る経費、96、97ページをお開きいただき、市民会館運営経費として管理運営に係る指定管理料、開館記念事業に係る経費、G7内務・安全担当大臣会合経費として、G7茨城水戸内務・安全担当大臣会合推進協議会に関する経費でございます。

○石塚市民協働部参事兼男女平等参画課長 続きまして、96ページ、97ページをお開き願います。

20目男女平等参画センター費につきましては、前年度比2.4%の増となっております。主な内容につきましては、職員給与費、男女平等参画推進の事業に要する経費でございます。

○坪井環境保全課長 続きまして、98,99ページをお開き願います。

21目環境対策費につきましては、前年度比37.4%の増でございます。主な内容といたしましては、公害対策経費について、水質や悪臭等の調査、大気汚染防止法等に基づく事業等に要する経費、環境保全経費につきましては、住宅用の太陽光発電システムや蓄電池の設置に対する補助など、環境保全に要する経費でございます。

○佐々木税務事務所参事兼市民税課長 続きまして、下段の22目水戸黄門ふるさと寄附金費につきましては、前年度と比べ11万9,000円の減となっております。主な内容といたしましては、水戸黄門ふるさと寄附金の募集及び水戸黄門ふるさと基金の積立てに要する経費でございます。

○上垣外総務法制課長 100ページ、101ページをお開きください。

23目公平委員会費につきましては、前年度に比べ15.5%の減となっております。主な内容は、公平委員会委員の報酬などでございます。

次の24目諸費は前年度に比べ42.2%の増となっており、内容は自衛官の募集、国民保護協議会の運営、仮ナンバーの発行などに要する経費でございます。

○佐々木税務事務所参事兼市民税課長 続きまして、下段から次のページの102,103ページにかけて御覧願います。

2項徴税費につきましては、税務事務所全体の予算でございます。1目税務総務費につきましては、前年度と比べ8.8%の減となっております。主な内容といたしましては、税務職員の給与並びに会計年度任用職員報酬等の人件費、固定資産税評価システム業務及び地番現況図更新業務の委託料などでございます。

続きまして、2目賦課徴収費につきましては、前年度と比べ0.9%の増となっております。主な内容といたしましては、納税通知書などの印刷費や郵送料、過年度の税等返還金、滞納処分に係る不動産鑑定手数料などでございます。

○渡邊市民課長 続きまして、下段、3項1目戸籍住民基本台帳費につきましては、前年度と比べ5.5%の減となっております。主な内容といたしましては、市民課職員の給与、各種証明書の発行及び旅券事務等に係る経費でございます。

○外岡選挙管理委員会事務局長 続きまして、ページを返していただきまして、104,105ページの下段を御覧願います。

4項選挙費、1目選挙管理委員会費につきましては、前年度比1.5%の減でございます。主な内容といたしましては、職員の給与や委員の報酬などでございます。

ページを返していただき、106,107ページ、2目選挙啓発費につきましては、前年度と同額でございます。主な内容といたしましては、若年層を対象とした常時啓発に要する経費でございます。

3目諸選挙費につきましては、前年度比20.5%の減でございます。主な内容といたしましては、市議会議員一般選挙及び市長選挙の執行に要する経費でございます。

○北條デジタルイノベーション課長 続きまして、5項統計調査費、1目統計調査総務費でございますが、

主に統計調査事務に要する職員給与等でございます。10.1%の増でございます。

次のページを御覧いただきまして、108、109ページでございます。2目諸統計調査費であります。123.4%の増であり、住宅土地統計調査等の各種統計調査に要する経費でございます。

○永井監査委員事務局次長 続きまして、下段から次ページにかけまして、6項監査委員費につきましては、前年度比3.7%の増でございます。主な内容は、監査委員及び事務局職員の給与関係経費でございます。

○黒澤生活環境部参事兼衛生事業課長 続きまして、142ページ、143ページをお開き願います。

4款衛生費、3項墓園斎場費のうち、1目墓園埋葬費につきましては、前年度比66.0%の減となっております。主な内容としていたしましては、浜見台霊園の維持管理など墓地公園の運営に要する経費でございます。

続きまして、2目斎場費につきましては、前年度比339.5%の増となっております。主な内容としていたしましては、現斎場の長寿命化に係る待合室の空調工事、144、145ページをお開きいただきまして、新斎場整備事業に要する経費などでございます。

○栗原ごみ減量課長 続きまして、同じく144ページ、145ページをお開き願います。

4項清掃費、1目清掃総務費につきましては、前年度比12.4%の増となっております。主な内容としていたしましては、清掃事務に要する職員給与をはじめ、ごみ減量推進に要する経費やごみ収集袋作成に要する経費でございます。

○武田清掃事務所長 続きまして、146ページ、147ページ中段の2目塵芥処理費につきましては、前年度と比べ2,306万4,000円、0.7%の増となっております。主な内容としていたしましては、清掃工場「えこみっと」の運営やごみ収集に要する経費をはじめ、ページを返していただき、148ページ、149ページにまいりまして、旧清掃工場の跡地利活用に要する経費でございます。

○黒澤生活環境部参事兼衛生事業課長 続きまして、同じページでございます。

3目し尿処理費につきましては、前年度比6.6%の増となっております。主な内容としていたしましては、見川クリーンセンターの運営に要する経費、合併処理浄化槽の普及促進に要する経費などでございます。

○荻沼廃棄物対策課長 続きまして、ページを返していただきまして、150、151ページをお願いいたします。

4目産業廃棄物等対策費につきましては、前年度比32.4%の増でございます。主な内容としていたしましては、産業廃棄物処理業の許可等に関する経費、また、産業廃棄物情報管理システムの賃借料のほか、予算増の主な要因でございます。軽自動車の購入費も含む不法投棄防止に要する経費でございます。

説明は以上でございます。

○柏市民協働部参事兼スポーツ課長 続きまして、216、217ページを御覧願います。

下段の10款教育費、6項保健体育費、1目保健体育総務費につきましては、前年度比5.9%の減となっております。主な内容としていたしましては、各種スポーツ行事に要する経費、スポーツ推進委員やスポーツ協会などの振興に要する経費、水戸黄門漫遊マラソンの開催や学校施設の開放に要する経費でございます。

○青山市民協働部技監兼体育施設整備課長 続きまして、ページを返していただきまして、218、219ページ上段の欄を御覧願います。

2目体育施設費につきましては、前年度比約5%増となっております。主な内容といたしましては、体育施設の維持管理に係る経費及び指定管理料並びに体育施設の整備に係る委託料、工事請負費等でございます。

○佐藤財政課長 続きまして、ページを返していただきまして、220ページをお願いいたします。

最下段の12款1項公債費について御説明をいたします。1目元金につきましては、0.7%の減としてございます。

ページを返していただき、222ページをお願いいたします。

2目利子につきましては、13.9%の減、3目公債諸費は19.4%の減としております。

その下、13款1項1目予備費につきましては、前年度同額の2億円を計上しております。

総務環境委員会所管の歳出予算の説明は以上でございます。

○安里人事課長 同じく議案書②の224、225ページを御覧願います。

給与費明細について御説明いたします。

1、特別職につきましては、市長ほか常勤特別職、議員及びその他の特別職、合計90人分の給与費等の内訳となっております。特別職の給与については、議員の欠員による報酬減及び議員共済費減などにより、前年度との比較が0.7%の減となっております。

2、一般職につきましては、会計年度任用職員以外の一般職員の給与費等の内訳となっております。(1)総括については、職員数1,839人分の給与費及び共済費の内訳となっております。令和4年度給与改定による給料表改定、勤勉手当支給率引上げなどにより、前年度との比較では1.3%の増となっております。

最下段の表については、職員手当等の内訳となっております。

次ページ、226、227ページを御覧願います。

(2)は、給料及び職員手当等の増減額の明細となっております。

(3)は、給料及び職員手当等の状況となっております。

ア、職員1人当たりの給与は、行政職、技能労務職など職種別の平均給料月額、平均給与月額等、平均年齢を、イ、初任給は学歴別、職種別の初任給の額及び国との制度比較となっております。

次ページ、228、229ページを御覧願います。

ウ、級別職員数につきましては、職種別及び職務の級別職員数となっております。

次ページ、230、231ページを御覧願います。

エ、昇給は、職種別及び昇給に係る号級数別職員数となっております。

オ、期末手当・勤勉手当につきましては、支給率、職務の級等による加算措置の有無、国との制度比較となっております。

232、233ページを御覧願います。

カ、定年退職及び勲奨退職に係る退職手当及びキ、地域手当については、国との制度比較を、ク、特殊勤務手当については給料総額に対する比率等、ケ、その他の手当の状況については、国との制度比較となっております。

234、235ページを御覧願います。

3、一般職のうち、会計年度任用職員の給与費等の内訳となっております。

(1)総括については、会計年度任用職員1,153人分の給与費及び共済費の内訳となっております。職員数については、小中学校の特別支援教育支援員を学期雇用から通年雇用に切り替えたことを主な要因とし、前年度との比較では23.3%の増となっております。給与費等については、令和4年度職員の給与会計に準じた報酬月額の上昇などの影響などにより、前年度との比較では3%の増となっております。

(2)は、給料等及び職員手当等の増減額の明細となっております。

説明は以上となります。

○佐々木税務事務所参事兼市民税課長 続きまして、令和5年度一般会計予算の歳入につきまして、御説明いたします。

議案書②の4ページ、5ページまでお戻りください。

1款1項1目個人市民税につきましては、就業者数の増加や賃金引上げなどにより個人所得の伸びが見込まれることから、前年度と比べ2.8%の増としております。

2目法人市民税につきましては、原材料や資源価格高騰の影響により、前年度と比べ1.9%の減としております。

次に、6ページ、7ページをお開き願います。

2項1目固定資産税につきましては、土地の地目変更や新築家屋の増加が見込まれるため、前年度と比べ1.2%の増としております。

2目国有資産等所在市町村交付金につきましては、前年度と比べ1.5%の減としております。

3項1目軽自動車税環境性能割につきましては、新車の登録台数が減少傾向にあることから、前年度と比べ1.4%の減としております。

2目種別割につきましては、前年度と比べ3.2%の増としております。

8ページ、9ページをお開き願います。

4項1目市たばこ税につきましては、地方財政計画や令和4年度の収入状況から0.4%の増としております。

5項1目入湯税につきましては、観光支援策などの効果を見込み、前年度と比べ5.0%の増としております。

6項1目都市計画税につきましては、固定資産税と同様に、新築家屋の増加により前年度と比べ1.5%の増としております。

次の地方譲与税及び交付金につきましては、国及び県の予算措置の状況等から見込んだところであり、

2款1項1目地方揮発油譲与税につきましては、前年度と比べ0.5%の増としております。

10ページ、11ページをお開き願います。

2項1目自動車重量譲与税につきましては、前年度と比べ2.3%の減としております。

3項1目森林環境譲与税につきましては、森林整備等に必要となる財源を確保するため国から交付されるもので、前年度と比べ0.3%の増としております。

3款1項1目利子割交付金につきましては、前年度と比べ4.9%の減としております。

4款1項1目配当割交付金につきましては、前年度と比べ77.9%の増としております。

12, 13ページをお開き願います。

5款1項1目株式等譲渡所得割交付金につきましては、前年度と比べ27.5%の減としております。

6款1項1目法人事業税交付金につきましては、法人市民税の税率引下げに伴う減収分の補填措置として県税である法人事業税の一部を市町村に交付するもので、前年度と比べ11.8%の増としております。

7款1項1目地方消費税交付金につきましては、前年度と比べ10.4%の増としております。

8款1項1目ゴルフ場利用税交付金につきましては、前年度と比べ9.7%の増としております。

14, 15ページをお開き願います。

9款1項1目環境性能割交付金につきましては、県税として徴収する自動車税環境性能割の一部が市町村に交付されるもので、前年度と比べ30.0%の減としております。

○佐藤財政課長 続きます。10款1項国有提供施設等所在市町村助成交付金は前年度と同額とし、11款1項地方特例交付金は4,500万円、17.2%の増としています。

最下段、12款1項地方交付税につきましては、普通交付税は地方財政計画や令和4年度の決定見込額等を基に積算したものであり、特別交付税は対象事業費の増減を考慮の上、積算し、項の合計で1億2,700万円、1.1%の減としております。

16ページをお開き願います。

13款1項交通安全対策特別交付金につきましては、前年度と同額としております。

その下、14款分担金及び負担金、1項負担金は、2目民生費負担金が大きな割合を占めており、障害者自立支援給付負担金や保育所利用者負担金などが主なものでございます。

18ページをお開き願います。

ページ中程に項の計がございまして、前年度から2,325万4,000円、1.0%の増としております。

その下、15款使用料及び手数料、1項使用料は、20ページをお開き願いまして、3目衛生使用料において、2節墓園斎場使用料に新たに合葬式墓地使用料を計上するとともに、22ページをお開き願いまして、下段、8目教育使用料は、小中学校の教員から職員等駐車場使用料を徴収することに伴い、増加をしております。その結果、ページを返していただき、24ページに項の計がございまして、前年度から4,270万2,000円、3.6%の増としております。

その下の2項手数料につきましては、1目総務手数料が、市税に係る督促手数料の廃止に伴い減少する一方で、2目衛生手数料は、1節保健所手数料の増に伴い増加したことから、恐れ入りますが、32ページまでお進みいただきまして、項の合計といたしましては前年度から10万9,000円の増としております。

その下の16款国庫支出金、1項国庫負担金は、1目民生費国庫負担金について、1節社会福祉費国庫負担金の障害者技術支援給付費負担金や2節児童福祉費国庫負担金の子ども・子育て支援施設型給付費負担金等が扶助費の増に伴い増加したことから、7億1,392万9,000円の増としております。

ページを返していただき、34ページを御覧願いまして、2目衛生費国庫負担金は、1節保健所費国庫負担金において、国の動向が不透明であった新型コロナウイルスワクチン接種事業に係る負担金の計上を見送ったことから、2億3,354万2,000円の減とし、その結果、項の合計では3億6,674万9,000円、1.9%の増としております。

下段の2項国庫補助金につきましては、まず1目総務費国庫補助金について、1節総務管理費国庫補助金において、市民会館の施設整備が完成したことや、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が減少したことに伴い、11億8,896万円の減としております。

恐れ入りますが、38ページまでお進み願います。

3目衛生費国庫補助金は、2節母子保健費国庫補助金に出産・子育て応援ギフト経費補助金を新たに措置した一方で、1節保健所費国庫補助金において、コロナワクチンに係る接種事務費補助金の計上を見送ったことから、1億5,135万7,000円の減としております。

42ページまでお進み願います。

これらの結果、国庫補助金の項の合計でございますが、15億1,678万9,000円、26.8%の減としております。

下段3項委託金は、ページを返していただき、44ページを御覧いただきまして、項の合計で38万5,000円、0.5%の増としております。

17款県支出金、1項県負担金につきましては、1目民生費負担金を、1節社会福祉費負担金の障害者自立支援給付費負担金と2節児童福祉費負担金の障害児施設給付負担金が増加したことなどに伴い、2億4,902万5,000円の増とし、ページを返していただき、46ページを御覧いただきまして、項の合計は2億3,950万3,000円、4.2%の増としております。

その下、2項県補助金につきましては、ページを返していただきまして、48ページをお願いいたします。3目衛生費補助金を、1節保健所費補助金に新型コロナウイルス感染症対策費補助金を、また、2節母子保健費補助金に出産・子育て応援ギフト経費補助金を計上したことなどに伴い、1億7,279万円の増としております。

その結果、52ページまでお進み願いまして、項の合計は1億8,984万1,000円、8.2%の増としております。

下段の3項委託金につきましては、1目総務費委託金の、ページを返していただきまして、55ページの右側の3節選挙費委託金において、令和4年度に実施した参議院議員通常選挙及び県議会議員一般選挙委託金が皆減となったことなどに伴い、項の合計で1億6,289万9,000円、24.9%の減としております。

下段の18款財産収入、1項財産運用収入につきましては、ページを返していただき、56ページの計のとおり、6万円、0.2%の増としております。

下段の2項財産売払収入につきましては、1目不動産売払収入の増などにより、ページを返していただき、58ページ上段の計のとおり、3,582万6,000円、20.9%の増としております。

その下、19款1項寄附金につきましては、1目総務費寄附金、1節総務管理費寄附金の水戸黄門ふるさと寄附金を3億円から5億円に増額したことに伴い、項の合計で1億7,880万円、51.1%の増としております。

下段の20款繰入金、1項基金繰入金につきましては、1目財政調整基金繰入金を電気料金等の高騰に伴う市有施設の光熱水費の増加等に対応するため、令和4年度の19億5,000万円から9億9,000万円

増加させ、29億4,000万円とするとともに、3目電源立地振興基金繰入金を新斎場整備の財源として活用するため5億4,000万円計上したことに伴い、ページを返していただき、60ページを御覧願ひまして、項の合計で15億4,160万円、70.9%の増としております。

また、その下、2項特別会計繰入金は、駐車場事業会計からの繰入れを見込み、1,730万円、258.2%の増としております。

その下、21款1項繰越金につきましては、前年度と同額の3億円を計上いたしました。

その下、22款諸収入につきましては、主なものを御説明いたしますので、恐れ入りますが、64ページまでお進みください。

5項雑入、3目給食費は、中学校の給食費無償化により3億1,869万2,000円の減とするとともに、4目雑入は、電気料金の高騰に伴うごみ処理施設余剰電力売払収入の増加等に伴い、2億8,540万6,000円の増としております。

恐れ入りますが、68ページをお願いいたします。

23款1項市債につきましては、1目総務債を、新市民会館の施設整備が完成したことに伴い、70億1,890万円の大幅な減といたしました。

また、ページを返していただき、70ページを御覧願ひまして、7目消防債は、南消防署の移転改築事業の完了により、また8目教育債は、笠原小学校及び吉沢小学校校舎増築事業の完了により、それぞれ減少し、ページを返していただきまして、72ページの9目臨時財政対策債を地方財政計画に基づき、11億6,800万円の減としたことから、項の合計で92億6,110万円、53.2%の減といたしました。

歳入の説明は以上でございます。

○熊田総務部参事兼行政経営課長 続きまして、議案書①の107ページをお願いいたします。

第3表の債務負担行為のうち、1行目の包括外部監査に係る債務負担につきましては、令和6年度の包括外部監査の実施に当たり、令和5年度から準備行為をする必要があることから、令和5年度から令和6年度までの期間で限度額1,200万円を設定するものでございます。

○佐藤財政課長 続きまして、総務環境委員会の所管以外の債務負担行為について、御説明をいたします。

2行目の医師修学資金貸与に係る債務負担につきましては、小児科や産婦人科等の医師として市内医療機関に就業予定の医学生に修学資金を貸与するものであり、令和5年度の貸与決定分として2人分の入学金及び6年間の学費合計4,520万円の債務負担を定めるものであります。

3行目の医療機関開設等促進に係る債務負担につきましては、小児科及び産婦人科の医院開設等に係る補助でありまして、それぞれの開設に係る補助上限である3,000万円と6,000万円の合計9,000万円の債務負担を定めるものであります。

4行目の地域医療及び地域保健を推進するための寄附講座開設に係る債務負担につきましては、令和5年度から筑波大学と連携し、地域医療を担う人材の養成と地域保健の推進を図るための寄附講座を開設することにあわせまして、令和6年度から8年度までの講座開設に係る協定を締結するため、年間1,500万円の3年分、合計4,500万円の債務負担を定めるものであります。

5行目から7行目の中心市街地店舗、事務所等開設促進、サテライトオフィス等開設促進、企業立地促進

に係る債務負担につきましては、令和5年度に交付決定する補助対象事業が、施設の規模や事業の着手時期により令和6年度以降の完了となる場合を想定し、それぞれに記載の額で債務負担を定めるものであります。

8行目の石川小学校長寿命化改良に伴う給食室厨房機器購入に係る債務負担につきましては、長寿命化改良工事の実施にあわせ、令和6年度に設置をする給食室厨房機器について、令和5年度に売買契約を行うため、4,000万円の債務負担を定めるものであります。

最下段、9行目の寿小学校長寿命化改良に伴う仮設校舎賃貸借に係る債務負担につきましては、令和6年度から予定をしている長寿命化改良工事に先立ちまして、令和5年度中にプレハブによる仮設校舎の賃貸借契約を締結するため、6億4,000万円の債務負担を定めるものであります。

ページを返していただき、108ページをお開き願ひまして、第4表地方債につきましては、財政管理事業から最下段の臨時財政対策までの25の目的について、限度額、起債の方法、利率、償還の方法を記載のとおり定めるものでございます。なお、債務負担行為及び地方債につきましては、関連する調書を議案書②予算に関する説明書の240ページ以降に記載しておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

市議会議案第19号 令和5年度水戸市一般会計予算の説明は以上でございます。

○高倉委員長 次に、議案第24号 令和5年度水戸市公共用地先行取得事業会計予算について、執行部から説明願ひます。

加藤財産活用課長。

○加藤財産活用課長 議案書①、123ページをお開き願ひます。

市議会議案第24号 令和5年度水戸市公共用地先行取得事業会計予算につきまして、御説明いたします。

歳入歳出予算につきまして、第1条で総額を歳入歳出それぞれ2億1,470万円と定めるものでございます。

内容につきましては、恐れ入りますが、議案書②の予算に関する説明書で御説明いたします。

恐れ入りますが、議案書②の346及び347ページをお開き願ひます。

歳入でございますが、1款繰入金、1項1目一般会計繰入金につきましては、市債償還のため、2億1,469万8,000円を計上するものでございます。

ページを返していただきまして、348、349ページをお願いいたします。

歳出でございますが、1款1項公債費につきましては、1目元金といたしまして、平成26年度、27年度に発行した新ごみ処理施設整備事業市債償還及び平成30年度に発行した市立競技場整備事業市債償還のため、2億1,357万4,000円を計上するものでございます。

2目利子につきましては、新ごみ処理施設整備事業及び市立競技場整備事業のため発行した市債に関する償還金利子としまして、108万4,000円を計上するものでございます。

なお、次の350、351ページにつきましては、地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書でございますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

説明は以上でございます。

○高倉委員長 次に、議案第31号 財産の取得の変更について（水戸市民会館ピアノ）について、執行部から説明願ひます。

須藤参事兼新市民会館整備課長。

○須藤市民協働部参事兼新市民会館整備課長 議案書⑥, 1ページをお開きください。

市議会議案第31号 財産の取得の変更については, 市民協働部新市民会館整備課提出資料にて御説明いたします。

この議案につきましては, 水戸市民会館ピアノの取得について変更するものでございます。

令和4年12月20日に議決をいただきました, 市議会議案第93号 財産の取得についての取得価格を7,115万2,620円から6,706万1,720円に改め, 409万900円減額するものでございます。

新市民会館整備課提出資料の2ページをお開きください。

変更内容を2ページの新旧対照表でまとめてございます。表の左の区分におきまして, 上から1, 動産の表示, 2, 取得価格, 3, 契約の相手方の順に記載しておりますが, 変更いたしますのは, 2, 取得価格のみでございます。網かけ部分のとおり, 変更前の7,115万2,620円を右の欄の6,706万1,720円に改め, 409万900円減額するものでございます。

提出資料の3ページに参考資料といたしまして, 昨年12月の市議会定例会における特別委員会でお示した資料等を添付いたしました。

今回, 取得価格の変更が生じたのは, 1のフルコンサートグランドピアノのみでございます。2から5までの物品につきましては, 取得価格の変更はございません。

フルコンサートグランドピアノはスタインウェイ&サンズ社のD-274という機種でございます。契約締結後, 当該ピアノの価格改定によりまして, 契約の相手方である株式会社平山ピアノ社から現契約価格よりも低価格で供給ができることになったため, 当該契約書の金額を変更する旨の申入れを受け, 変更契約の仮契約を行ったものでございます。

説明は以上でございます。

○高倉委員長 次に, 議案第32号 包括外部監査契約の締結について, 執行部から説明願います。

熊田参事兼行政経営課長。

○熊田総務部参事兼行政経営課長 それでは, 市議会議案書⑥の3ページをお願いいたします。

市議会議案第32号 包括外部監査契約の締結について, 提出しました参考資料により説明させていただきます。

1の契約の目的でございますが, 包括外部監査及び当該監査の結果に関する報告でございます。

2の契約金額でございますが, 1,200万円を上限とする額でございます。

3の契約の相手方でございますが, 水戸市元吉田町767番地の2, 加藤溪で, 資格は公認会計士でございます。日本公認会計士協会東京会, 茨城県会からの御推薦をいただいた方で, 令和2年度及び令和4年度の当市の包括外部監査人補助者をお務めいただいております。経歴は資料にお示したとおりでございます。

4の契約の期間でございますが, 令和5年4月1日から令和6年3月31日まででございます。

ページを返していただきまして, 2ページ以降に参照条文を添付してございますので, 後ほど御参照願います。

説明は以上でございます。

○高倉委員長 次に、議案第33号 令和4年度水戸市一般会計補正予算（第11号）（ただし、第1表中歳出中第3款、第4款中文教福祉委員会所管分、第6款及び第10款中文教福祉委員会所管分並びに第2表継続費補正中第3款、第8款及び第10款並びに第3表債務負担行為補正中文教福祉委員会所管分及び産業消防委員会所管分を除く）について、執行部から説明を願います。

佐藤財政課長。

○佐藤財政課長 続きまして、追加議案書⑥の5ページをお開き願います。

市議会議案第33号 令和4年度水戸市一般会計補正予算（第11号）について、一括して御説明をいたします。

第1条で歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ14億8,142万7,000円を追加し、総額を1,375億7,563万9,000円とするものであります。

また、第2条で継続費の補正、第3条で債務負担行為の補正、第4条で地方債の補正を行うとともに、第5条で繰越明許費を定めるものであります。

ページを返していただきまして、6ページ、7ページの第1表歳入歳出予算補正に歳入歳出予算それぞれの款項ごとの補正額等をお示ししております。

それでは、歳出につきまして、別冊議案書⑦補正予算に関する説明書により御説明いたします。

恐れ入りますが、議案書⑦の10ページをお開き願います。

まず、2款総務費、1項総務管理費のうち6目交通政策費につきましては、国及び県と協調し、赤字路線バスの運行支援を行うため、2,384万1,000円を措置するものであります。

また、11目市民センター費につきましては、市民センター整備事業費について、旧千波市民センターの民間活用に伴い、同市民センターの解体工事費を取りやめることから、3,500万円減額するとともに、市民センター長寿命化改修事業費について地方債を増額し、一般財源を減額する財源の整理を行うものであります。

19目市民会館費につきましては、新市民会館整備事業について地方債を増額し、一般財源を減額する財源の整理を行うものであり、項の合計といたしましては、1,115万9,000円の減としております。

恐れ入りますが、14ページまでお進みください。

4款衛生費、3項墓園斎場費、2目斎場費につきましては、新斎場整備事業について、工事契約を踏まえ継続費の変更を行うことに伴い、令和4年度の年割額を3,970万円減額するものであります。

恐れ入りますが、18ページまでお進みください。

10款教育費、6項保健体育費、2目体育施設費につきましては、体育施設整備事業費において地方債を増額し、一般財源を減額する財源の整理を行うものであります。

続いて、歳入について御説明いたしますので、2ページまでお戻り願います。

まず、上段12款1項地方交付税につきましては、交通政策費の補正に係る財源として特別交付税を1,907万2,000円増額するものであります。

16款国庫支出金、2項国庫補助金につきましては、まず1目総務費国庫補助金について、学校給食の賄い材料費や児童福祉施設の感染症対策等に係る補正の財源として、新型コロナウイルス感染症対応地方創生

臨時交付金を1億9,545万円増額してまいります。

また、2目民生費国庫補助金については、昨年12月に成立した国の補正予算を踏まえ、児童の福祉施設等の感染症対策や安全対策などに係る財源を措置するものであり、1行飛びまして、6目教育費国庫補助金については、国の補正予算等を踏まえ、石川小学校や梅が丘小学校屋内運動場の長寿命化改良事業等に係る財源を措置するものであり、これらをあわせた項の合計は、最下段を御覧いただきまして、4億9,111万7,000円の増としております。

ページを返していただき、4ページをお開き願います。

17款県支出金、2項県補助金につきましては、2目民生費補助金、7目教育費補助金において、国の補正予算を踏まえ、児童福祉施設や市立幼稚園の感染症対策等に係る財源を措置するものであり、項の合計としましては、1,865万円の増としております。

その下、19款1項寄附金につきましては、3目衛生費寄附金に新設する動物愛護基金に積み立てる令和4年度分の寄附金300万円を措置してまいります。

20款繰入金、1項基金繰入金につきましては、今回の補正予算に伴う一般財源の調整により、1目財政調整基金繰入金を6,311万2,000円減額するものであります。

なお、この補正により、財政調整基金からの繰入金は、18億8,688万8,000円となり、この結果、令和4年度の基金残高は約57億5,700万円となる見込みでございます。

最下段の23款1項市債につきましては、1目総務債から、ページを返していただき、6ページをお願いいたしまして、7目教育債まで、国の補正予算に伴う国庫補助事業の追加や投資的事業の事業費決定に伴う財源の整理などに伴い、補正措置を講じるものであります。

また、8目臨時財政対策債は、本年度の決定見込額にあわせて減額を行うものであり、9目減収補てん債は市税法人税割の実収入見込みと交付税算定上の推計収入額との乖離を補填するため、また、10目調整債は、法人税割の減税に伴う減収影響額を補填するため、発行するものであります。

その結果、ページを返していただき、8ページをお開き願いまして、市債の合計といたしましては、10億1,270万円の増としております。

歳入の説明は以上でございます。

恐れ入りますが、もう一度、追加議案書⑥のほうにお戻りいただきまして、8ページをお願いいたします。

第2表継続費補正について御説明をいたします。

2、変更の表中2行目、4款衛生費、3項墓園斎場費、新斎場整備事業につきましては、工事契約を踏まえ、令和4年度から6年度までの各年度の年割額を変更するものであります。

なお、総額33億6,000万円に変更はございません。

9ページを御覧願います。

第3表債務負担行為補正について御説明をいたします。

1行目、水戸芸術館管理運営に係る債務負担、2行目、水戸市国際交流センター管理運営に係る債務負担及び最下段の総合運動公園等管理運営に係る債務負担につきましては、電気料金の高騰などに伴い、各施設の指定管理に係る債務負担行為の変更を行うものであり、それぞれ記載のとおり限度額を増額するものでござ

ございます。

また、総務環境委員会の所管以外のその他の債務負担行為につきましても、電気料金の高騰などに伴い、各施設の指定管理に係る債務負担行為の変更を行うものであり、福祉ボランティア会館や子育て支援・多世代交流センターなどの福祉施設のほか、市営駐車場や図書館について、記載のとおり限度額を増額するものであります。

ページを返していただき、10ページをお願いいたします。

第4表地方債補正につきましては、上段の1、追加において、災害援護資金、減収補填、法人市民税の減税に伴う調整の3つの地方債について、歳入予算の補正に伴い追加するものであり、限度額や利率等を定めてまいります。

また、ページ中ほどからの2、変更につきましては、市場金利の状況を踏まえ、利率を現行の1.0%以内から3.0%以内に変更するとともに、11ページを御覧願ひまして、上から5行目の都市計画事業、そこから3行下の小学校整備事業について、国の補正予算に伴う補助事業の追加などにより市債を増額するため、限度額を変更するものでございます。

続きまして、12ページをお開き願ひます。

ここから14ページまでの第5表繰越明許費につきましては、交通政策経費など64の事業について繰越明許費を設定するものであります。

なお、ただいま御説明いたしました継続費補正から繰越明許費につきましては、関連する調書を議案書⑦補正予算に関する説明書の20ページ以降に記載しておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

市議会議案第33号 令和4年度水戸市一般会計補正予算（第11号）の説明は以上でございます。

○高倉委員長 次に、議案第39号 令和4年度水戸市公共用地先行取得事業会計補正予算（第1号）について、執行部から説明願ひます。

加藤財産活用課長。

○加藤財産活用課長 続きまして、追加議案書⑥の27ページをお開き願ひます。

市議会議案第39号 令和4年度水戸市公共用地先行取得事業会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

第1条におきまして、歳入歳出の予算の総額から歳入歳出それぞれ2億4,200万円を減額し、予算の総額をそれぞれ2億870万円と定めるものでございます。

内容について御説明いたします。

恐れ入りますが、議案書⑦補正予算に関する説明書の58、59ページをお開き願ひます。

上段の歳入でございますが、4款1項市債につきまして、新たな用地の取得を行わなかったため、取得財源である公共用地先行取得事業債を2億4,200万円減額するものでございます。

次に、下段の表、歳出でございます。

1款1項公共用地先行取得事業費につきましても、新たな用地の取得を行わなかったため、公有財産購入費及び補償補填費とあわせて2億4,200万円を減額するものでございます。

なお、60ページ、61ページにつきましては、普通債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び

当該年度末における現在高の見込みに関する調整となりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

説明は以上でございます。

○高倉委員長 次に、報告第1号 専決処分について（令和4年度水戸市一般会計補正予算（第10号））（ただし、別表中歳出を除く）について、執行部から説明願います。

佐藤財政課長。

○佐藤財政課長 恐れ入りますが、追加議案書⑥の33ページをお開きください。

報告第1号の専決処分について御説明をいたします。

令和4年度水戸市一般会計補正予算（第10号）を地方自治法第179条第1項の規定に基づき処分したものであり、同条3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

ページを返していただきまして、34ページの別紙が、処分した令和4年度水戸市一般会計補正予算（第10号）でございます。

第1条で歳入歳出予算の総額にそれぞれ3億180万円を追加し、総額を1,360億9,421万2,000円としたものであります。

処分日は、令和5年1月25日でございます。

右の35ページの別表、歳入歳出予算の補正に歳入歳出予算それぞれの款項ごとの補正額等をお示しております。

それでは、歳入予算について御説明いたしますので、恐れ入りますが、議案書⑨の補正予算に関する説明書を御準備いただきまして、議案書⑨の2ページをお開き願います。

上段の16款国庫支出金、2項国庫補助金、3目衛生費国庫補助金につきましては、出産・子育て応援ギフト経費に係る財源として1億9,900万円を、また、伴走型相談支援経費に係る財源として306万6,000円を、それぞれ措置するものであり、項の合計としましては、2億206万6,000円の増としております。

中段の17款県支出金、2項県補助金、3目衛生費補助金につきましては、出産・子育て応援ギフト経費に係る財源として4,975万円を、また、伴走型相談支援経費に係る財源として11万6,000円をそれぞれ措置するものであり、項の合計としましては、4,986万6,000円を増額するものであります。

下段の21款1項1目繰越金につきましては、今回の補正に要する一般財源として、前年度譲与繰越金を4,986万8,000円措置したものであります。

報告第1号について、総務環境委員会所管分の説明は以上でございます。

○高倉委員長 以上で、提出議案等についての説明は全て終了いたしました。

本日の委員会は、この程度をもって散会したいと思います。

なお、明日の委員会は午前10時に開会いたしますので、御承知おきを願います。

それでは、以上をもちまして、本日の総務環境委員会を散会いたします。

御苦労さまでした。

午前11時36分 散会